

(様式第1号)

□ 会議録 ■ 会議要旨

会議の名称	令和5年度第5回 芦屋市景観認定審査会
日 時	令和5年10月20日(金) 午前9時30分～午前11時30分
場 所	芦屋市役所 東館3階 中会議室
出 席 者	会長 角松 生史 出席委員 前田 由利、徳尾野 徹、林 まゆみ 欠席委員 久末 弥生 事務局 谷崎課長、岡本係長、桑原係員 村上係員
事務局	まちづくり課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者4人中4人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報等が含まれるため。
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

●会議次第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 景観地区内における大規模建築物等の計画の認定審査について
 - ア 診療所、薬局(公光町55番2)
 - (2) 景観地区内における建築物等の認定状況について
 - (3) その他
- 3 閉 会

●提出資料

景観地区内における建築物の計画の認定申請書 図面一式

●審議内容

- (1) 景観地区内における大規模建築物等の計画の認定審査について
 - ア 診療所、薬局(公光町55番2)
上記計画に係る景観アドバイザーミーティングでの協議の結果及び景観配慮方針について事務局より説明を行い、審議を行った。

[決議事項]

認定してよいと判断する。なお、下記付帯意見について配慮されるよう求める。

付帯意見

本件計画は、本市を代表する重要な地域である芦屋川沿岸地域における計画であることをふまえると、十分にふさわしい計画であるとは言えないものの、形態意匠の制限等について、不認定相当と結論するほど、全く逸脱しているとも言い難いため、下記の条件を付したうえで認定相当とする。

条件

- 1 本件計画において壁面に使用するアルミルーバーは、施工前にサンプルを作成し、艶や光沢がない仕上げとなっていることについて、事務局において確認を行うこと。
- 2 芦屋市屋外広告物条例の規制対象となっていない屋内に設置する広告物等については、景観に与える影響が大きいことから、安易な設置は行わないものとし、やむを得ず設置を検討する場合には、芦屋市都市景観条例第23条に規定する大規模建築物等の景観協議を行うなど、十分な配慮を行うこと。

(2) 景観地区内における建築物等の認定状況について

令和5年9月30日から令和5年10月19日までの認定状況について報告を行った。